

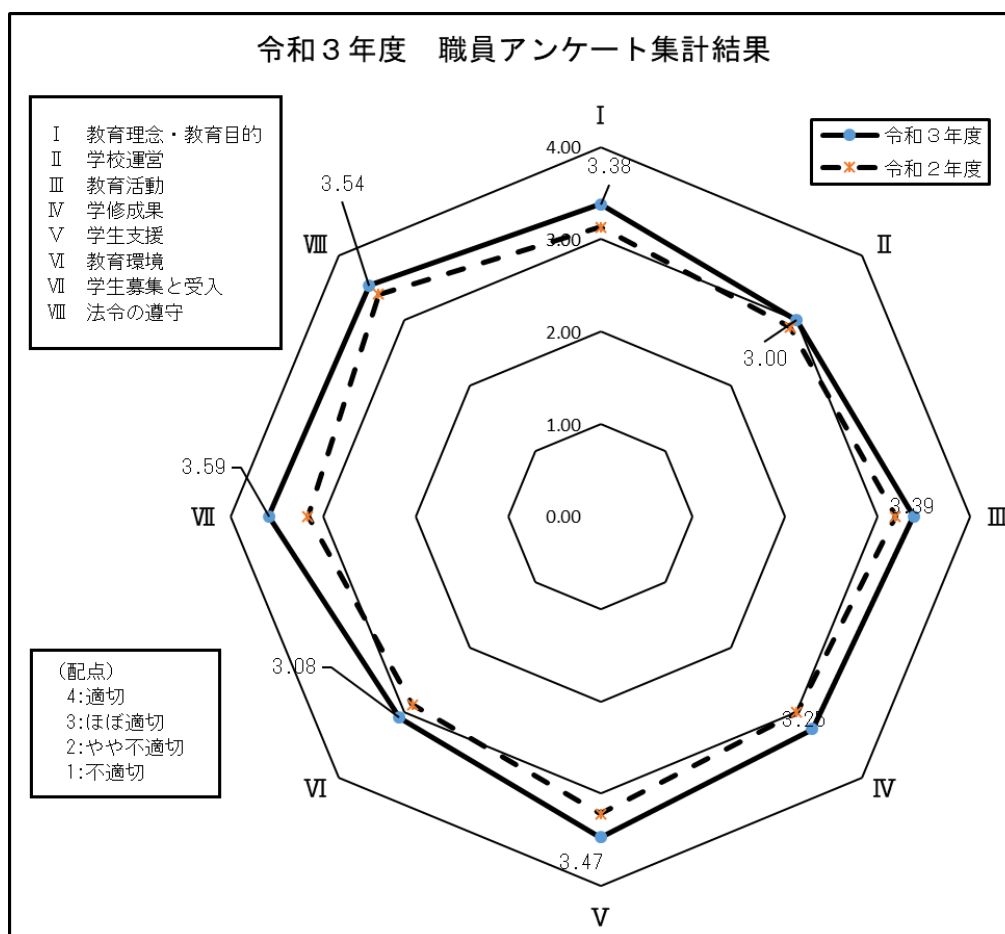
令和3年度 自己点検及び自己評価の概要

令和4年3月30日
宮城県高等看護学校

本校教職員に対してアンケート調査を実施し、学校運営全体について点検を行うとともに、それぞれの項目について評価を行った。

評点は質問項目ごとに、「適切」は4点、「ほぼ適切」は3点、「やや不適切」は2点、「不適切」は1点とし、それぞれの平均値とした。

アンケート結果については、下の図のとおりである。



職員アンケートは、全ての項目で前年度を上回った。

新型コロナウイルス感染症の感染拡大等により、昨年同様、休校や病院等における臨地実習の中止などにより学習計画を大幅に変更せざるを得ない状況にあったものの、昨年度の経験を活かし、関係者との調整・連携を図りながら、リモート授業や学内実習への切り替えなど、各教員がそれぞれの持ち場で、創意工夫や臨機応変に対応したことにより、学生の学びを確保できたことなどが好評価に繋がったものとする。

職員アンケート等を踏まえた個別項目の評価は次のとおりである。

I 教育理念・教育目的 (平成2年度：3.13, 平成3年度：3.38) ※職員アンケート結果, 以下同じ。

教育理念や教育目的及び教育目標などについては、毎年、入学生に配布する学校要覧に掲載するほか、年度当初に行うオリエンテーション、個別面談等を実施し、学生の理解を深めている。保護

者には、毎年学校案内の送付や保護者会等の場を利用し理解を深めている。また、准看護学校等の学校訪問を行い関係校への周知を図るほかホームページによる情報発信などに努めており、概ね適切と評価した。

II 学校運営（平成2年度：2.90，平成3年度：3.20）

教育理念等に基づき教育計画を策定し、学校運営の課題等については職員会議及び教務会等で職員と共有しながらの課題解決に当たっている。特に新型コロナウイルス感染症対策においては、臨時職員会議等を随時開催し、教職員間の情報共有を図るとともに、速やかに対応方針を定め学生対応に取り組んだ。また、新型コロナウイルス感染症の感染拡大等により経済的に逼迫する学生に対しては、奨学金制度の斡旋や、本校独自の授業料減免制度及び新たな就学支援制度による授業料等の減免、文部科学省の緊急給付金制度の活用などにより学生への経済的支援に取り組んでおり、概ね適切と評価した。

しかしながら、職員アンケートで情報システム化等による業務効率化に関する評価点が低いほか、ホームページによる情報発信が少ないなどの意見もあり、さらなる改善に努めていきたい。

III 教育活動（平成2年度：3.20，平成3年度：3.39）

教育理念に基づき教育課程を編成し、各科目のねらい・授業内容・実習の内容・カリキュラム体系を設定の上実施している。カリキュラム体系や成績評価基準については、学校要覧やホームページ等で公表している。看護師国家試験に向けた指導体制やカリキュラムも構築されている。

また、新型コロナウイルス感染症の感染拡大及び学内での感染者の発生などにより、休講や臨地実習の中止などを余儀なくされたが、リモート授業の実施や学内実習への変更、土曜開講などカリキュラムを大幅に変更しながら学習内容に遅れが生じないよう工夫して学習機会を確保することができた。

学校運営に必要な教員については、本校専任教員に加え外部講師が適宜配置され運営されており、適切と評価した。

なお、教職員の資質向上への取り組みにおいては、教職員の研修計画を作成し、計画的に研修会等へ派遣するほか、研修会参加職員の報告の場を設け、新たな知見を職員間で共有を図るなどの取り組みを行ってきたが、職員アンケートでは、昨年同様、業務多忙により学会への参加などが難しいなどの意見もあったことから、さらなる改善に努めていきたい。

IV 学修成果（平成2年度：3.00，平成3年度：3.25）

令和3年度卒業生全員の就職及び進学先を確定することができ、また、令和3年度の国家試験合格率も100%であり、適切と評価とした。

退学率の低減に向けた対応については、学生ごとに担当教員を決め、きめ細やかに相談・支援を行っているものの、退学する学生の事情は、進路の迷いや体調不良等の様々で、それぞれに合わせた相談支援の結果、学生自身が選択したものであり、退学率の推移で一律に状況を判断することは難しい。

V 学生支援（平成2年度：3.22，平成3年度：3.47）

学生への進路・就職については、個別相談などにより支援を行っている。また、生活や学習上の悩み等については、教員が個別面談を行うほか、月2回スクールカウンセラーによる相談を行った。

保護者との連携については、出席者は限られたものの保護者会を開催し、教育の状況について説明を行った。また、特に指導の必要な学生については保護者を交えて修学指導を行っており、全体として適切と評価した。

VI 教育環境（平成2年度：2.88，平成3年度：3.08）

設置基準を満たしているものの、現在の施設は建設から30年以上経過し、老朽化により修繕箇所も多く発生している。施設修繕については、随時対応しているが、予算の上限もあり修繕箇所の状況により早急な対応ができない場合もある。しかしながら、全体として、教育活動に影響を及ぼさないように管理されており、適切と評価した。今後も、閉校までの期間が短くなっているが、学習環境に影響しないよう適宜修繕等を行い施設の適正管理に努めていく。

なお、新型コロナウイルス感染症の感染拡大によりリモート授業を行う場合があるが、パソコンやタブレットを保有しておらず、スマホにより視聴している学生もおおり、ICT機器の充実を望む声もあり、今後対応を検討していく必要がある。

VII 学生募集と受入（平成2年度：3.17，平成3年度：3.59）

県内准看護学校には、入学案内や募集要項を持参してPRに努めているほか、東北6県の関係校にも郵送して県外からの入学生も募集している。また、オープンスクールについては、昨年度同様、新型コロナウイルス感染症の影響から実施できなかった。

受験者数については、毎年減少傾向にあったことから、本年度、受験生の受験環境を改善するため、新たに推薦入試制度を導入したほか、一般入試の受験科目の見直しや受験日を土曜日に設定するなどの改善を行った。その結果、定数40人に対し、推薦及び一般入試併せて70人の応募があり、適切と評価した。

VIII 法令の遵守（平成2年度：3.40，平成3年度：3.54）

法令及び看護師養成施設設置基準等を遵守し運営されており、適切と評価した。

しかしながら、前年度自己評価で改善すべきとの意見があったホームページによる情報発信については、改善がみられるもののまだ不十分との意見もあり、さらなる改善に努めていきたい。

令和3年度 学生アンケート集計（全学年）結果

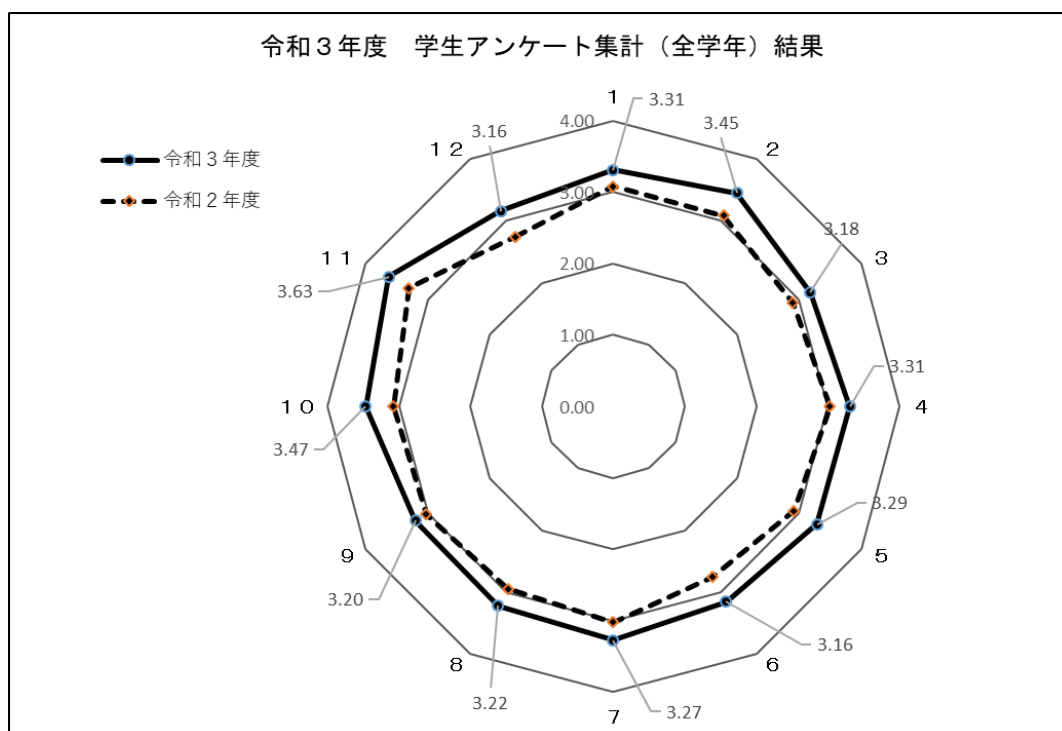
令和4年3月30日
宮城県高等看護学校

【評価方法】

各項目について、4段階で評価した。

4点：強くそう思う，3点：そう思う，2点：あまりそう思わない，1点：思わない

調	査	項	目	平成 2年度	平成 3年度
学生 指導	1	職員は、わかりやすい言葉で対応・表現している。		3.08	3.31
	2	職員は、担当者がいないときにも簡単な相談や問い合わせには対応している。		3.08	3.45
	3	困っているときは、自発的に適切なアプローチを行っている。		2.90	3.18
	4	職員は、学生からの相談や要望には適格に対処している。		3.03	3.31
学習 環境	5	校舎・施設の案内標識・表示は、整備されている。		2.92	3.29
	6	事務室・教務室は、入りやすいレイアウトや雰囲気である。		2.76	3.16
	7	環境美化等は十分である。		3.02	3.27
	8	施設・設備の安全配慮は十分している。		2.95	3.22
学校 の利 便性	9	学校の使用時間の延長・利便性は十分である。		3.02	3.20
	10	証明書などの申込みへの誘導は十分である。		3.08	3.47
	11	証明書の交付期日は明らかにされ、期日までに発行されている。		3.31	3.63
情報 発信	12	本校のホームページは、適時適切に情報提供している。		2.74	3.16



【自由意見】

- トイレの便座が冷たすぎるから温熱機能があるものを付けてほしい。
- 学校生活の中で不安なことなどがある時は、適切にアドバイスして下さり、次に進めるよ

う導いてくれるのでとても心強い先生方です。

- 課題，テスト，レポートなどが重なっていますが，「乗り切れるよ」など先生からの前向きな言葉があり，頑張れています。
- 先生方が厳しすぎると思います。
- 授業料の振り込みが不便である。平日の日中にしか出来ない。学校や実習があるので改善して欲しい。
- 休み時間が少ない。連絡事項で帰りが遅くなることがある。朝の集合が早い。週番制度が大変。もっと時間をうまく使うべきある。古いしきたりの良い所は継続し，良くない所は直し改めるべき。
- 先生がこわい。おどすのをやめてほしい。愛があるのはわかるけど。
- 学校がとても寒いので，あたたかい環境を整えてほしいと思います。
- 先生方は相談に優しく応じてもらえるためよいと思いました。
- 専門的に先生方から，アプローチを頂けて，感謝しています。分かりやすく深く学ばせていただきました。
- 湿度が高いときは床が濡れてすべりそうでした。

宮城県高等看護学校の学校評価に関する要綱

(目的)

第1条 この要項は、学校教育法で規定する学校関係者評価の実施並びに結果の公表について必要な事項を定めることを目的とする。

(定義)

第2条 この要項において、学校評価とは、学校教育法第42条及び学校教育法施行規則第66条に規定する自己評価並びに同法第43条及び同法施行規則第67条に規定する学校関係者評価をいう。

(自己評価検討委員会の設置)

第3条 自己評価を適切かつ円滑に行うための組織として学内に別に定める自己評価検討委員会を置く。

(自己評価結果の活用)

第4条 教職員は、自己評価結果を活用し、教育活動及び学校運営等の質の保証と向上に継続的に努めなければならない。

(学校関係者評価)

第5条 校長は自己評価の結果を本校の関係者により組織した学校関係者評価委員会(以下「関係者委員会」という。)に報告し、意見を聴き、その意見を尊重し、教育活動及び学校運営に活用しなければならない。

(関係者委員会の構成)

第6条 関係者委員会は、次に掲げる区分から校長が委嘱する委員により構成する。

- (1) 医療福祉業界関係者 2名
- (2) 卒業生 2名

2 委員の任期は、1年とする。ただし、再任を妨げない。

(関係者委員会の運営)

第7条 関係者委員会に委員互選の上委員長を置く。

2 関係者委員会は、校長が招集し、委員長がその運営にあたる。

3 校長が必要と認める場合は、関係者委員会に委員以外の者の出席を求めることができる。

4 関係者委員会は、委員の過半数が出席しなければ開会することができない。

(報酬及び費用弁償)

第8条 関係者委員会委員の報酬及び費用弁償については、本校が定める基準により支払う。

(学校関係者評価の評価結果)

第9条 委員長は、関係者委員会による評価結果をまとめ、報告書を作成しなければならない。

(学校関係者評価結果の活用・公表)

第 10 条 教職員は，学校関係者評価の結果を活用し，教育活動及び学校運営等の質の保証と向上に継続的に努めなければならない。

2 校長は，学校関係者評価結果について，主務課に報告の上，公表しなければならない。

(その他)

第 11 条 本要項に定めるもののほか本校の学校評価に関し必要な事項は，校長が別に定める。

附則

この要項は，令和元年 7 月 1 日から施行する。